

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録（12年1定）			
日 時	平成12年 3月22日（水）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時42分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	次木委員長、佐々木（勝）副委員長、横田・新谷・見楚谷・北野・中畑・佐々木（政）・斉藤（陽）各委員		
説 明 員	教育長、助役、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、消防長、監査委員・選挙管理委員会両事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

開議宣告。署名員に新谷・斉藤（陽）両委員を指名。付託案件を一括議題とする。

この際、理事者より報告を求める。

「職員の不祥事について」

○ 企画部長

観光課職員の不祥事により全庁的に業務再点検の指示を受け、調査を行ってきたところ、市民税課に在籍している職員37才が企画部において小樽市土地開発公社の担当をしていた平成7・8年度の2カ年にわたり事業資金の一部を着服し、さらにその事実を隠すため総勘定元帳や現金出納簿等の会計帳簿を破棄していたことが分かった。この職員は土地開発公社の定められた正規の手続を経ることなく預金通帳や公社の理事長印を無断で使用し、金融機関で相当の回数に分けて引き出し、平成7年度は1,030万円、平成8年度は2,250万円、合計で3,280万円を着服したものである。また、土地開発公社のそれぞれの年度の決算に当たっては支出経費の架空計上や繰越準備金の操作により意図的に着服した事実を隠蔽し、決算の報告を行っていた。着服した金額は借金返済や遊興費に充てたとのことである。今回の事件の背景には当該職員本人が預金通帳と印鑑を勝手に使用できる状況にあり、さらにそのチェックを長期にわたり怠っていたこと、公社の会計処理がずさんな管理状況にあったものと受け止めており、まことに申し訳なく、心からお詫びを申し上げたい。この職員については本年3月13日付けで懲戒免職となっている。

また、土地開発公社が受けた損害については今後返還を求めていくとともに小樽警察署に被害届を提出する予定である。なお、今議会に土地開発公社の平成12年度の事業計画に関する書類を提出しているが、この度平成7、8年度に同公社の事業資金が着服されたことが判明したため、予算と資金計画に修正が必要になることが見込まれる。公社では損害額について現在調査中であり、損害金の返還を求めていくことにしているので、その結果を待って公社から改めて関係書類の提出を求め、できるだけ早い機会に修正の報告をしたいと考えている。また、過去の議会において提出してきた公社の平成7年度以降の決算に関する書類と平成8年度以降の事業計画に関する書類に本来のものではない内容が記載されていたので、これらについても調査結果を待ってその取り扱いについて検討したい。

○ 委員長

今定例会に付託された案件について報告を求める。

議案第37号「小樽市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」について

○ 情報システム課長

民法の一部を改正する法律が平成11年12月8日に公布され、平成12年4月1日から施行されることにより、条例中、「禁治産者」とあるのを「成年被後見人」に改めるものである。

○ 委員長

議案第75号「小樽交通記念館条例の一部を改正する条例案」について

○ 社会教育課長

小樽交通記念館の冬期間の入館者が少ないことから、株式会社小樽交通記念館の経費削減を考慮し、現在の通年開館から冬期閉館とするための所要の改正をするものである。

○ 委員長

議案第91号「小樽市消防団条例の一部を改正する条例案」について

○消防団本部長

民法の一部改正により「禁治産者」を「成年被後見人」に、「準禁治産者」を「被補佐人」に改めるものである。また消防団員の旅費は小樽市旅費条例を準用しているが、4月1日からこの条例の支給区分が変更になるのに伴い所要の改正を行うものである。

○委員長

議案第92号「小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案」について

○消防本部次長

消防法施行令の一部改正に伴い、立入検査等の対象施設の名称変更（老人保健施設を介護老人保健施設に）及び追加（中等教育学校）を行うものである。

○委員長

議案第96号「工事請負契約について」

○社会体育課長

手宮公園競技場全天候型改修工事その2の請負契約を契約金額3億6,644万6,237円をもって、阿部・エルベック・羽角共同企業体と締結するものである。完工日は平成12年11月30日を予定している。

○委員長

陳情第30号「人種差別撤廃のための条例制定方について」

○(総務)竹内主幹

市内の一部の温泉施設で外国人の利用を断っている事実があることから、人種・国籍・外見等を理由に入場を拒否するなど差別行為を行う民間施設や企業の出現を防ぐため、小樽市として人種差別撤廃のための条例の制定を訴えているものである。市内の一部の温泉施設で外国人の入場を断っていることは小樽市にとって重要な問題と捉え、これまで経営者に対して改善を要求し、また、市内の団体の意見をもとに入浴マナーを理解してもらうためにチラシを配布し、入浴マナーを守らない方には入浴を遠慮してもらうとともに、トラブルが起きたときは市と施設が連絡をとって対応する体制をとるなど、問題の解決に向けて努めてきたが、未だ解決には至っていない。問題解決には日本と外国の文化、習慣等、お互いの違いを理解することはもとより、人種差別することなく社会生活を営む上でマナーやルールを守ることが最も大切である。市民の一部に外国人を拒否する考えを持っている人もいるが、人種、皮膚の色、民族などによってはもちろん、社会的身分等によっても差別されることはあってはならないと思う。日本国政府はあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に平成7年12月15日に加入しているが、人種差別とは非常に広い概念であり、人種差別となる行為とそうでない行為との境界がはっきりしないことから、条例制定については極めて慎重に検討する必要があると考えている。

○委員長

これより質疑に入る。

○新谷委員

学校開放事業について

ほとんどの小・中学校に余裕教室があると思うが、現在の利用実態を示せ。

○社会教育課長

学校開放事業として文化・芸術関係の団体に開放しているのは、量徳小学校と稲穂小学校の2校である。

○新谷委員

どのような内容で何回くらい行うのか。

○社会教育課長

量徳小学校でおおむね 11 ～ 13 団体、稲穂小学校でおおむね 6 団体となっている。内容としては軽体操・軽音楽・ダンス・合唱・マンドリン・水彩画・木彫り等である。量徳小学校は毎週月～金曜日の 5 日間、稲穂小学校は火曜日・金曜日の 2 日間開放している。

○新谷委員

各地域ではいろいろなサークル・カルチャー活動が盛んになっているが、場所がなくて困っている。他の学校にも拡大する計画はないのか。

○社会教育課長

現在量徳・稲穂小学校では年を前期・後期に分け、広報おたるお知らせ版等を通じて募集しているが、その他の学校で文化活動をしたいという要望は聞いていない。稲穂小学校は利用団体が少ない事もあり週 2 回の利用になっているが、稲穂小学校の利用を増やしていく方向で進めていきたい。

○新谷委員

中心部に偏っており、離れたところでは活動ができていない。空き教室を開放してほしいという要望もある。例えば朝里・新光方面ではコミュニティセンターの要望も出ているがいまだに計画は出されていないので、当面は空き教室を開放すべきと思うがどうか。

○社会教育課長

現在のところそのような声は聞いていないが、もし地域でそのような団体が多く、数が集まるようであれば、学校の都合等もあるので一概には言えないが、話を聞く中で開設に向けて努力したい。

○新谷委員

ぜひ前向きに検討してほしい。

○新谷委員

図書館の利用状況について

過去 5 年の貸出人数を示せ。また、今年は児童読書年だが、児童の貸出人数を示せ。

○図書館長

(単位：人)

年 度	H 7	H 8	H 9	H 10	(H10.2月)	(H11.2月)
合 計	108,225	103,845	105,731	110,718	101,568	95,767
児 童	45,200	40,340	38,449	43,594	39,898	36,253

○新谷委員

平成 11 年度で児童の貸し出し人数が約 3,000 人減っているが理由を示せ。

○図書館長

精密な分析はしていないが、一般的にゲームやパソコンに興味の対象が移っており、読書離れが進んでいるのかと思う。

○新谷委員

小樽市は子ども読書年ということで、他都市よりも早い時期にいろいろな計画を出したが、今年だけでなく今後もさまざまな取り組みをしていくことが重要だと思うがどうか。

○図書館長

毎週水曜日に子どもへの読み聞かせ、紙芝居等を行っており、春や秋も子供の読書習慣として人形劇や腹話術等

の行事を展開している。今後もさらにそのような行事の展開を続けながら読書離れに歯止めをかけていきたい。

○新谷委員

これらの取り組みによって子供は来館しているのか。

○図書館長

子供の読書離れに親は不安を抱いており、親子で読み聞かせの会や紙芝居に参加している姿が目立っている。工作会等も最近は人数を絞らなければならない状態であり、徐々に浸透していると考えている。

○新谷委員

全道10万人都市と比較して、小樽市の一人当たりの図書費はどの程度か。

○図書館長

平成11年度当初で一人当たり99円であり、全道10番目である。

○新谷委員

平成10年度と11年度を比較し、一般の利用者はどれくらい減っているのか。

○図書館長

平成10年度67,124名、平成11年度2月末で59,514名であり、11年度2月末が61,670名なので約2,000名減っている。

○新谷委員

図書費の少なさも原因の一つではないのか。

○図書館長

一昨年に市内の大学図書館との相互貸借制度を実施しており、ある程度の利用を見ている。また、昨年8月から道立図書館とのネットワークによる検索システムができ、蔵書の不足はそれらでフォローしているので、蔵書の少なさが直接の原因ではないと思う。

○新谷委員

そのような利用方法を知らない人も多いと思うのでぜひ周知してほしい。また、午後6時までだと部活をしている子どもや勤労者にとって利用しにくく、閉館時間を遅くしてほしいという声も多い。札幌市では毎週水曜日を9時15分から19時までの開館としているが、小樽市でもせめて週1回でも開館時間を延長し利用促進を図るべきではないか。

○図書館長

夜間開館の問題については昨年7月に入館状況の推移を調べたが、5時30分までの入館者が96%、5時30分以降が4%となっている。ただ閉館時間も利用率低下の要因として無視できないので、今後職員や関係機関と十分相談し、利用者に対するアンケート調査も含めて検討したい。

○新谷委員

ぜひアンケート調査をお願いしたい。5時30分頃は実際行きにくい時間であり、例えば週に1回、開館時間を1時間遅らせて閉館時間を1時間延ばすことを検討してほしいがどうか。

○図書館長

市民ニーズがあれば、前向きな形でアンケート調査から始めながら検討したい。

○北野委員

交通記念館について

以前交通記念館を社会教育施設にするような話をしていたが、その後検討したのか。

○社会教育部長

それらも視野に入れることがあるかもしれないという話であったと思うが、現時点では株式会社交通記念館に委託して運営する方法をとっているので、入館者増対策の状況を当分見ていきたい。

○北野委員

それは検討した結果か。

○社会教育部長

社会教育施設としては検討していない。

○北野委員

私が市長から聞いたのは社会教育施設にすることを検討するとのことであり、それを検討しないで答弁するのは越権行為ではないのか。

○社会教育部長

視野に入れるかもしれないという話はしたと思うが、現時点では株式会社交通記念館で対策を講じてもらっている段階である。

○北野委員

市長が検討すると言ったことを何故部下が検討しないのか。

○助役

以前市長がそのような趣旨の答弁をしたことは承知しているが、あくまでも将来的な観点でそのようなことも考えられるということを示唆した答弁と認識しており、まだ具体的に検討するよう指示はきていないので、庁内的にはまだ検討していないのが実情である。

○北野委員

将来は検討することも有り得ると理解する。

○北野委員

手宮陸上競技場について

全天候型になれば夏期間の使用延長は有り得るのか。現在いつからいつまで使用しているのか。

○社会体育課長

雪解けから雪が降るまで使用しており、条例には使用期間は定めていない。

○北野委員

これまで秋の雨が多い時期には使用できなかったが、今後できるようになる。雪が降ったら使えないのは分かるが、全天候型になって使用開始や使用終了の時期は変わるのか。

○社会体育課長

全道大会等も誘致できるなど幅広く使え、利用人口も大幅に増えると見込んでいる。

○社会教育部長

今まで秋には雨が多く、雪が降っていなくても使えなくなっていたのが、ある程度使用期間も伸びるものと考えている。

○北野委員

陳情第30号「人種差別撤廃のための条例制定方について」

条例化する場合にクリアすべき問題はあるか。

○(総務)宮腰主幹

条例は小樽市の地域内、小樽市民の範囲になるので、その中でどのようなものを定められるかということで、条例の内容によって違ってくると思う。

○北野委員

陳情第30号の趣旨に照らせば内容の想像はつくかと思うが、それは可能か。

○総務部長

道内に事例はないが、道外にはある。部落問題等を抱えている中での人種差別に基づいた条例の制定であるが、まったく部落のことを謳わないで概念的に基本的人権が尊重されるような条例制定という事例もある。

○北野委員

陳情の趣旨に照らして、条例化についてどのような見解を持つか。

○総務部長

この陳情は温泉施設での外国人お断りの看板から始まったものである。いろいろ話し合いを重ねる中で、条例化すれば看板がはずれるかどうかには焦点を絞らなければならないが、市民の中に外国人といっしょにお風呂に入りたい人もないという問題もあり、条例化で看板を外せば全て解決するものではないので、施設や市民と話をして相互理解や意識改革に向かっていくのが第一であると考えている。

○北野委員

市民の心の壁を取り除くことに力を入れて、条例化はその過程で考えるということで理解する。

○北野委員

職員の不祥事について

その後の再発防止策と調査の進捗状況を示せ。また不祥事による影響額、使途不明金の総額、使途が明白になった額、その差額について示せ。

○(総務)総務課長

およそ100団体の事務の流れやチェック体制について一定の様式を示し、それについて回収しているが、現段階で目につくのは、印鑑や通帳の管理の一箇所集中、あるいは事務担当者の固定化である。また、市で事務局をしている団体について、市の職員がずっと担当していくべきかどうかというものもあり、民間に移せないかを検討しているところもある。今後、特別調査チームの関連もあるので、改めて再発防止やチェック体制の見直しなど、さらに精査する必要があると考えている。

○総務部長

銭函駐車場に関して被害届は警察に2回出しており、1回目532万8,600円、2回目1,025万4,200円、計1,558万2,800円となっている。

○(企画)安達主幹

土地開発公社に関しては帳簿関係がなく、現在銀行等に照会しているが、額の確定にはいたっていない。

○北野委員

使い込んだとして本人が認めている分ははっきりしているのではないか。

○(企画)安達主幹

あくまでも調査を進めているところであり、まだ確定している段階ではない。

○北野委員

特別調査チームの構成、目的、設置時期、設置期間を示せ。

○助役

倫理規程の設置や特別調査チームをつくって各原課のチェック体制の確認をするという目的で進めることは一致しているが、新年度早々にでも立ち上げができるような段取りで準備を進めているのでご理解願いたい。

○北野委員

一定の区切りがついた段階で広報おたるやお知らせ版、あるいはマスコミの協力のもとに、全容解明の報告や今後のチェック体制・倫理規程等について説明する予定はあるか。

○助役

周知について何らかの方法で考えていきたい。

○北野委員

退職幹部職員の再就職について

小樽市職員の再就職に関する取扱要領が平成 9 年 4 月 1 日に施行され、施行前の再就職者も従ってもらうとのことであったが、社会福祉施設、市が補助金を出している団体、第 3 セクター等に再就職している職員に対してどのように働き掛けをしているのか。

○総務部長

昨年 3 定での議論を受け、10 月末に市長名で 3 セクや市が補助金を出している団体、民間企業等の事業主に対して就職の協定を守ってほしいということで改めて取扱要領をつけて周知してきた経過がある。

○北野委員

要領には年齢についても触れられているが、抵触する人は何と言っているのか。

○助役

O B 本人はもちろん雇用主にも市長名で文書を出しており、徐々に市の意向が周知されてきているという感触は持っているが、まだ何人かが要領に抵触しているので、各団体の長等に個別に要請している。

○北野委員

本人に直接協力してほしいとはならないのか。3 定では本人にも働き掛けるという約束であったと思うがどうか。

○助役

取扱要領は平成 9 年度につくったが、それ以降に退職して再就職した人にはそれぞれ承諾書をもって再就職を紹介しており、十分趣旨は理解してもらっていると思う。しかし平成 9 年度以前の再就職者については承諾書をとっておらず、あくまでもお願いという形になるので、なかなか市の意向を汲み取ってもらえない面もあり、実態として何人か残っている。個々に本人や団体の長に要請を続けたい。

○北野委員

昨年の 3 定の決算特別委員会に出された資料を見ても、平成 3 年に就職した人が 2 人、平成 7 年に就職した人が 1 人おり、年齢が要領の基準から相当超えている。それでも市の要請に協力してもらえないということなのか。これらの人はそれぞれの団体からいくらの給料をもらっているのか。

○総務部長

給与はプライバシーの問題もあり、我々も承知していない。

○助役

先程の市長名の文書は給与の扱いも含め、団体の長にお願いする文書になっている。

○北野委員

要領の 4 では給与等について「民間企業等における高齢者給与の実態等を勘案し、職務に応じた適正な水準を配意したものとする」となっており、これは市民からひんしゅくを買うような高額な給与はとるなということである。したがって、いくらもらっているのか聞くのは当然ではないのか。聞いているのか。

○総務部長

聞いていない。

○北野委員

それでは取扱要領を守らせるという市の姿勢が問われると思う。市民からも、『天下り等により市の幹部職員の指定席にするのではなく、広く市民に公募して一般市民の退職者にも広く門戸を開放すべきである。市の幹部職員が再就職し、勧告を受けても居座っているのは慢心であり、不祥事につながる要因にもなっている。このようなこ

とを正せないで不祥事の根絶はできるのか。』という意見が寄せられているが、これらについてどう受け止めているか。

○助役

指摘された長期にわたっている人については個別に折衝しているが、1人は2月28日の公社の総会で退任し、もう1人は5月末の役員会に向けて調整中である。また、公社や団体の役員に就職した場合について、通常任期は2年であり、数回再任するとそれなりの年齢になる。再度後任者の斡旋がある場合もあるが、紹介する人材がいな
い場合には一般の企業にも間口を広げて人選をしてほしいということで進めており、そのような趣旨も伝えながら団体との話し合いを進めたい。

○北野委員

指摘した3人全てではないが、2人に対する関係者の批判は強い。人の和がとれないなど批判的になっている人が長期に居座っていることについて、関係者は非常に不満を感じているが、市から財政的な援助を受けているので強く批判できないのが現状である。そのような気持ちを汲み取り、人事を一新してそれらの施設が社会的な使命に
応えられるようにするのが市の責任だと思う。また、市に係わる団体についてこれから準公金を精査するとのことであるが、言うことをきかない人がいて不祥事の根絶はできるのか。

○助役

以前は確かに団体から要請があって市の退職者を推薦したということで、市のOBを要領に基づいてお願いをしている。市が補助金等の援助をしている団体であればそれなりの発言権はあると思うが、独立的な法人等については役員人事等にまで意見を述べられないこともあり、あくまでも要請の域を脱しきれないのでご理解願いたい。

○北野委員

退職後、請われて再就職している人もいることは承知しているが、そういう人を対象にしているのではない。批判的になっていることを承知していながら手をつけられないようでは不祥事の根絶はできない。相当強い決意で臨まなければ市民の批判は消えないと思うがどうか。

○助役

今後要請があった場合の推薦についても十分意を用いて人選をしなければならず、またすでに再就職した人の中で指摘のような人がいるとすれば、市の意向を的確に伝えなければならないと考えている。

○北野委員

そのような人がいることは耳にしているはずである。問題が起こったときにある幹部職員のことを我が党が質問したが、道路であったときに質問した議員に抗議したという不届きなことまでする人である。そのような人は関係者にどれだけ迷惑をかけているか分からない。再就職に当たってはそのようなことのないよう十分に心掛けてほしい。

○北野委員

災害弱者の査察状況について

今回の予算及び地方分権に関する特別委員会でも聞いたが、その後の指導の内容や結果について示せ。

○(消防)総務課長

3月19日現在で535件の査察を実施したと報告を受けている。内容については、直接雪害等の危険がある、あるいは緊急的な措置を講じる必要があるものは1件もなかったが、この535件も含めて玄関先の除雪等職員が気が付いて対応した部分も何件もあった。今後も市民側に立った対応を継続するように指導している。

○北野委員

色内1丁目の雪あかりの路の雪の始末についてはどうなったか。

○(消防)総務課長

本日の午前中にも所轄の出張所に確認したが、背面の2件の内、1件目はこのような気象条件でもあり地面が出るくらいに掘り起こされているのを確認している。もう1件は和室の窓の部分に板を貼り付けており、そこまでは除雪されているので、窓を開けて板を乗り越えれば避難できる状況になっている。

○北野委員

消防水利の確保について

この冬の査察状況を示せ。

○警防課長

冬期間の消防水利の確保については、その日の状態を見ながら各支所や出張所においてその都度管轄区域をパトロールして消火栓等の除雪を行っている。また、特に雪が多かった2～3月には消防団や付近住民の協力も得ながら対応したところである。

○北野委員

場所によっては消火栓が2～3cmしか出ていないところもある。場所は把握しているにせよ、使うときには除雪しなければならない。市民の安全を守る立場からさらにパトロールを強化してほしい。今年のように雪が多いときでも現体制の人員で足りるのか。

○消防長

しかるべき消防力を確保すると同時にそれに見合う人員配置で臨むのが我々の方針であるので、これからもその折の季節、雪、風等により警戒体制を強めたいと考えている。

○警防課長

消防水利の除雪は降雪の状況により追いつかず一時的に埋まっていることもあるかと思うが、そのようなことのないように取り組みたい。また、消防団ともさらに連携を密にしながら十分検討したい。

○北野委員

市民の生命・財産を守るためにも必要な人員は増員して体制を整えてほしい。

○北野委員

学校適正配置計画について

菁園中学校の委託調査費等は予算計上で出てくるが、これ以外に議会との関係で処理しなければならないものは出てくるのか。

○学校教育部長

受け入れ校5校の施設整備費が出てくる。また、学校間交流等の生徒の受入体制に関する問題が指摘されているが、それらについても検討する中で何らかの予算が出てくるかもしれないと考えている。

○北野委員

菁園中学校の全面改築は年次からいってもこれまでの学校建築の委託調査費を上回るようになると思うが、これに類する最近の委託調査費はいくらくらいであったか。また、流れからいって遅くとも9月議会に予算計上したいと答弁していたと思うが、相当な額の委託調査費が9月に決まり、それを競争入札にするとしても、いいかげんな調査にならないのか。菁園中学校の校舎、体育館、グラウンドで基本的な整備をした場合、文部省の基準のグラウンドの広さは確保できるのか。

○(学教)施設課長

最近建設した稲穂小学校の委託調査費は約6,000万円である。また、菁園中学校は確かに現在と同程度のグラウンド面積しか確保できないが、基準面積とは新たに学校用地を求める場合の補助面積の上限であるので、満たなくとも建築は可能である。

○北野委員

せっかくの機会なのに文部省の基準をクリアしないで狭いグラウンドのままということであれば、それらも父母に説明すべきではないのか。

○教育長

高校や幼稚園では広さや設備等それぞれの設置基準があるが、小・中学校の場合明らかな設置基準はない。菁園中学校の場合は校舎や体育館について工夫する中で最適なグラウンド用地が確保できるよう検討したい。

○佐々木(勝)委員

陳情第30号「人種差別撤廃のための条例制定方について」

提出者と総務部長との間で何度か話し合いをしているが、陳情を出す段階で相談はあったのか。

○総務部長

2つの温泉施設の外国人お断りの看板を何とかしてほしいとのことで、条例化によってはずせるのではないかという話し合いはしているが、我々が当初考えていた方法では解決しておらず、市民の一部から外国人と一緒に風呂に入りたくないという意見も出ているので、座談会等も行っているが、非常に根が深い問題になっている。

○佐々木(勝)委員

提出者はこの条例制定によってすべて解決すると考えているのか。

○総務部長

確認していない。

○佐々木(勝)委員

当事者同士が話し合って推移しているのか。

○総務部長

3月1日にも市内のいろいろな団体の話し合いの中で提出者にも来てもらい、意見交換をしている。外国人お断りの看板を外してもらうことが目的であるが、一部の市民から外国人と一緒に風呂に入りたくないという意見が出ているので、難しい問題になっている。

○佐々木(勝)委員

政策評価システムについて

事務事業の政策評価システムについての進捗状況を示せ。

○(総務)浜谷主幹

事務事業評価システムは昨年11月から実際に全庁的に動き出したが、21世紀プランの実施計画の375の事業を全て対象にするということで、細分化すると500件程度となる。各部から実施計画の事業について個々に目的やその実現手段の明確化、事業を進めるための活動、その成果等の指標に関する設定表を提出してもらい、それをもとに今年の1～2月に原課で事業について検証してもらうための評価調書を作成した。第1次検証は原課で検証してもらい、現在企画部と評価委員会とで第2次検証の作業に入っているが、その検証が終わった段階で最終的な評価が決定することになる。

○佐々木(勝)委員

政策評価システムではないのか。

○(総務)浜谷主幹

各先進都市で事務事業評価システムや政策影響評価システム等いろいろな名称をつけているが、例えば政策となるとその下に施策、さらにその下に事務事業があり、3段階方式になると考えている。事務事業となると、細部の事業についても対処することになり、仕事のための仕事も対象にしていくことになると思う。今回実施計画を対象にしているが、11年度に実施した実施計画の事業内容を検証し、これから策定する第2次実施計画に反映させて

いきたいと考えている。

○佐々木(勝)委員

生涯学習プラザについて

生涯学習プラザの利用状況を示せ。

○生涯学習プラザ館長

1日を3回に分けているが、平成11年2月末現在で合計3,913回である。人数では62,544名である。

○佐々木(勝)委員

昨年と比較してどうか。

○生涯学習プラザ館長

10年度と比較すると今年度は回数で6.4%、人数で9.3%減少している。

○佐々木(勝)委員

減少した原因を示せ。

○生涯学習プラザ館長

平成10年度までは利用度を高めたいということもあり、空いている場合は会議室としても貸していたが、今年度から市民がより多く利用できるよう、他の会議室が確保できる場合には遠慮してもらっており、そのことが要因と考える。

○佐々木(勝)委員

利用したくても利用できない場合もあると思うが、利用者の整理はどうしているのか。

○生涯学習プラザ館長

3カ月前の月の初日に申し込みを受け付けており、学習室はほぼ希望どおりになるが、ホール等は毎週同じ日にとることが難しくなっており、話し合いにより調整している。また、学習室も午後1時から5時までの利用希望が多く、集中してしまう場合もある。

○佐々木(勝)委員

整理する中で他の施設に振り分けることもあるのか。

○生涯学習プラザ館長

稲北コミュニティセンターや婦人センター、町内会館等を勧めることはある。

○佐々木(勝)委員

社会教育施設の充実が望まれるが、情報を流しながら進めてほしい。

○佐々木(勝)委員

花園小学校児童の雪山事故について

教育委員会としてこの事故から何を学んだか。

○指導室長

大変痛ましく残念な事故である。各学校においては安全指導を日常行っているが、放課後、校外での生活は学校だけではなかなか対処できないこともあり、この事故を教訓として、放課後の生活については学校・家庭・地域が一体となって子供の安全指導等に当たらなければならないと考えている。また、各学校は、地域の声を聞き、相互に意見交流をしながら子供の育成をより一層徹底しなければならないことを学んだ。

○佐々木(勝)委員

花園小学校に限らず遊び場が雪捨て場になり、遊ぶ環境を奪っていることも大きな問題になっている。地域ぐるみの子育てが重要だと思う。

○佐々木(勝)委員

子どもの権利条約について

批准されてから6年が経過するが、同条約についてどう認識しているか。

○指導室長

世界的な視野から子どもの人権の尊重、保護、育成を目指したものと考えており、親の保護能力に問題がある場合、国が子どもの養育に配慮すべきであることが基本になっていると考えている。学校教育との関係では、子ども一人一人が人格を持った人間として尊重される教育を推進することが条約の趣旨に基づくものと考えており、条約すべてについての具体的な学習はなされていないが、社会科の時間に権利条約を取り上げ、基本的な理念は伝えている。例えば子どもたちの声を聞くという意味で、中学校の生徒会代表を年2回集めて意見を聞く場を設けている。

○佐々木(勝)委員

同条約の基本的精神は、子どもが意見表明し、大人が子どもにとって最善のことを探ることだと思う。同条約は政策に関する議論や意思決定の指針となるのみならず、行政上の決定や子どもに影響を与えるあらゆる事業及びプログラムの実施においても適切に反映させることが大切だとしている。参議院で子ども国会も行い、他の地方自治体でも地域子ども会議を持っているところもあるが、今の日本の現状を見ると必ずしも子どもの権利条約を受けて進めていく仕組みにはなっていない。学校において、子どもの権利条約を生かし、意見表明権を行使して学校運営の意思決定に参加し、成果を上げている事例を示せ。

○指導室長

各学校においては日常から子どもの声を大切にすることが推進されていると考えている。例えば中学校全校において、ここ数年で校則の見直しを行っており、そのような中で子どもたちの声を大切にすることが進められていると考えている。

○佐々木(勝)委員

学校適正配置計画の推進に当たっても十分説明して子どもの意見を大事にしながら進めてほしい。

○佐々木(勝)委員

国旗・国歌について

実施率を上げるために外的な圧力があるように思うがどうか。

○指導室長

各学校には年度当初から校長会議で繰り返し学習指導要領に基づき適正な実施をお願いしてきている。各学校においては指導要領に基づき教育課程をつくるが、その中で音楽や社会科の指導、入学式・卒業式の指導等について謳っており、それが適切に指導されることが大切だと考えており、今回の卒業式でも圧力という形では聞いていない。

○佐々木(勝)委員

現場でも真剣に取り組んでいるので、それを見守る姿勢が大切だと思う。

○斉藤(陽)委員

適応指導教室について

現在の体制と利用状況について示せ。

○指導室長

現在2名の専任指導員を配置し、カウンセリング、学習指導、適応指導等を行っている。通級生は現在15名である。

○斉藤(陽)委員

平成12年度予算で「ふれあい協力員」が配置されるが、その目的と従来の専任指導員との役割分担、業務内容

等について示せ。

○指導室主幹

従来専任指導員2名で指導してきたが、不登校にいたる原因は複雑であり、いろいろな角度から一人一人に応じたきめ細かな指導が必要であるため、ふれあい協力員の配置を予算計上しているところである。ふれあい協力員の目的は、特に不登校になっている子どもが人と話をしたり自分の考えを伝えることがうまくできず、心理的負担を感じることもあるので、不安や悩みを聞くことを中心に、専任指導員の指導助手として専任指導員の指導のもとに学習指導・適応指導・カウンセリング等の補助に当たることを考えている。また、適応指導教室に通級していない不登校児童・生徒もいるので、実態の把握や相談相手になることも考えている。

○斉藤(陽)委員

ふれあい協力員の身分や資格要件、募集方法や実施時期等について示せ。

○指導室主幹

身分は嘱託職員としての雇用を考えている。勤務は1日3時間週2日、期間は4月以降準備が整い次第と考えており、ハローワークを通して公募したい。特別な資格は求めているが、児童・生徒の心の悩み等について共感して理解し相談にのれる人、あるいは保護者の悩み等にも相談にのれる人と考えている。

○斉藤(陽)委員

学校評議員制度について

学校教育法施行規則の改正により4月1日から学校評議員を置くことができるようになるが、千歳市では2001年から導入を目指し、恵庭市や室蘭市でも導入に向けた準備が進められている。また、道教委も新年度から道立高校14校をモデル校に選んで実施するとのことであるが、小樽市としてはどのように考えているか。

○(学教)総務課長

道教委は12～14年度にかけてモデル校で評議員制度を実施するが、市としても関係者の意見を聞いたりモデル校の推移を見ながらどのような形が望ましいか検討したい。

○斉藤(陽)委員

地域に開かれた学校づくりということで学校区ごとの地域の協力体制は一朝一夕に実現できるものではないと思うが、準備は進めているのか。

○(学教)総務課長

学校教育法施行規則によれば、校長先生の要求により、ある程度少数の個人が学校教育に対して意見を申し立てることを想定していると思われるが、数や学校評議員の実態等はまだ全体的につかみ切れていないので、今後見定めて市としての方針を詰めていきたい。

○斉藤(陽)委員

評議員を個人として捉えるか評議会のような団体で捉えるかは議論があるが、実際に評議員制度を教育現場で役立てていくためには、意見を言って終わりではなくもう一歩進んだ捉え方が必要だと思う。導入する予定であれば事前に調査や準備が必要ではないのか。

○学校教育部長

初めての事業であるので、道のモデル事業や他都市の状況を見て、協力体制等も含め、校長会や関係者と話し合いながら制度の導入について検討したい。

○斉藤(陽)委員

奨学資金基金について

現在どのような運用がされているのか示せ。

○(学教)学務課長

基本的には奨学条例、選考委員会規則の定めに従って事業を進めている。対象者を70名に限定し、毎年卒業した生徒数だけ新年度新たに選考する。額は給与4,000円、貸与3,000円となっており、9名で構成する選考委員会の審査で選考している。

○ 斉藤(陽)委員

基金の財源は何か。

○ (学教)学務課長

昭和27年に丸井小樽支店からの寄付を契機に基金を設置し、毎年いろいろな団体や個人から寄付をいただくが、基本的には基金の運用で進めている事業である。財源としては貸している分の返却や預金利息、寄付してもらっている部分の3点で進めている。

○ 斉藤(陽)委員

PR等があまりされていないように思う。貸付条件はどのようなになっているか。

○ (学教)学務課長

貸付と支給に分かれており、枠は70名であるので、申し込みがあれば貸すという仕組みではない。また、市内の高校にはそれぞれ毎年案内をしているが、各学校の事務担当には十分理解されていると思う。条件は、小樽市民であること、学費の支弁が困難である者、学業に精励し、心身ともに健康である者等である。

○ 斉藤(陽)委員

所得制限等はないということか。

○ (学教)学務課長

条件を基準にして9名の選考委員が選考するものである。

○ 斉藤(陽)委員

社会教育施設の夜間利用について

埼玉県に旧図書館とは別に新しく建てられた図書館は年末年始と月末の館内図書整理日を除いて休館日をなくし、開館時間を午前9時から午後9時としている。札幌中央図書館を始め、各区の図書館でも午後9時まで開館しているところもあると聞く。社会教育施設の夜間開館について検討しているか。

○ 図書館長

困難な状況として変則勤務による職員の負担増、時差出勤体制をとることによる図書選定会議等日常の図書館業務の引き継ぎ上の問題、不審者の出入り等防犯上の問題、中高生のたまり場になるなどさまざまな障害が考えられるが、夜間開館の要望があればアンケート等を実施しながら、どのような形態が合理的・効果的なのか考えていきたい。

○ 斉藤(陽)委員

新谷委員の質問で5時までの入館者が90%以上であるとの答弁であったが、これは6時に閉館するのが分かっているからである。私が聞く限りでは夜間利用の要望は非常に強い。人的な問題がネックになっているように思うが、解決に向けてどう取り組むのか。

○ 図書館長

最近特に全庁あげて人員削減が進んでおり、難しい問題がある。今の開館時間で実質的な時間延長となれば労働時間の問題等も出てくるので、いろいろな関係機関と意見調整が必要になり時間がかかると思うが、開始時間を後ろにシフトさせることについては、アンケート調査等も実施しながら検討していきたい。また、札幌市の例について、昨年7月から夜間開館に踏み切っているが、地区図書館や区民センターの図書室は5時15分で終了しており、中央図書館が火～金曜日まで9時15分から午後7時までとなっている。

○ 斉藤(陽)委員

便宜的に開館時間を後ろにシフトするのも有り得ると思うが、根本的には開館時間を延長する方法を市全体で探っていくべきと思う。

○ 斉藤(陽)委員

消防団の出動について

火災や災害時の出動初期の段階で、消防団が先に現場に着いても常備消防の指揮・命令がないため手をこまねているようなことはあるのか。

○ 消防団本部長

火災や災害が発生した場合、119番の通報設備を持った消防本部が対応することになる。消防団は消防車両が出動したサイレン等で事故を認知し、自分の受け持ち範囲内であれば団員を招集して現場に駆けつけることになるので、消防本部より若干遅れることが一般的であり、水利の関係等もあるので消防本部の指揮下に入って活動する形をとっている。ただ家の近くで本部より早く駆け付けることもあるかと思うが、装備の違いもあるので消防本部の指揮下に入って活動するという約束になっている。

○ 斉藤(陽)委員

特に災害時等の避難誘導や危険箇所の情報収集は初動体制が重要であるが、現場にいても命令がないから動けないのは非常に残念だと思うがどうか。

○ 消防団本部長

命令がないと動けない体制にはなっていない。現場に先に着いた場合は消防団員として情報収集に努め、情報を消防本部に連絡したり、必要であれば避難誘導にあたるように指導しているが、今後も各団員にそれらを周知徹底したい。

○ 斉藤(陽)委員

消防団と地域町内会との合同で防災訓練等は行っていないのか。

○ 消防団本部長

消防本部の指導を受けて、町内会が防災映画会、講演会、避難訓練等を計画する場合には、消防団も町内会の一員として参加している。防災訓練は市が行っているものである。

○ 斉藤(陽)委員

総務部の防災担当で自主防災組織のようなものは考えているか。

○ (総務)長瀬主幹

現状では町内会が中心となって地域の防災組織をつくり訓練をする中で、消防団が加わって活動しているという実態である。

○ 斉藤(陽)委員

実際にそのような訓練が行われている地域があれば実例を示せ。

○ (総務)長瀬主幹

自主防災組織という名称では平成7年に銭函地区にできたが、塩谷・桃内地区も現在検討中であり、本年中には活動できると考えている。

○ 斉藤(陽)委員

地域防災に向けて訓練も含めて取り組んでほしい。

○ 横田委員

緊急通報システムについて

独居老人等の緊急通報システムを現在の体制から消防本部直結に変更し迅速化を図るとのことであるが、現在のシステムはどのような形なのか。

○(消防)総務課長

福祉部の事業として平成2年から行っているが、在宅の高齢者等がペンダント型の押しボタンを所持し、体調不良時にボタンを押すことにより警備会社に通報され、警備会社は折り返し電話をかけて確認を取りながら、必要によっては消防本部に救急車や消防車の出動要請をかける体制になっている。現在対象者は200件程度と聞いている。

○横田委員

普通に考えれば警備会社を経由するより直接消防に連絡する方がタイムラグがないと思うが、他都市ではどのようなになっているのか。

○(消防)総務課長

10都市ほど調査したが、小樽市がこの事業を始めたのは平成2年であり、全道でも早い時期に開始している。現在小樽のように警備会社に通報が入るのは2市であり、残る8市は直接消防本部に通報されるようになっている。

○横田委員

警備会社を経由しているとのことだが、平成2年当時はおそらく今のように情報通信機器が発達していなかったのかと思う。現在はナンバーディスプレイ等、迅速に発信者が確定できると思うが、何故今まで消防直結にできなかったのか。

○(消防)総務課長

平成2年の全道でも早い時期に福祉部が事業を開始した当初、厚生省の指導要綱では、警備会社に一度通報すること、付近住民を含めて協力員を確保すること、警察・消防と連携を密にすることが謳われており、それに基づき業務が開始された経緯があり、その後消防直結方式に推移してきたものである。

○横田委員

例えば警備会社から通報を受けて出動して、ぎりぎり間に合わなかった、あるいは警備会社を経由したため遅くなってしまったような例はあるか。

○(消防)総務課長

運用開始当初は年1～2件の通報であったが、その後システムの対象が増えたことにより、現在まで70件程度救急出動要請を受けて対応している。委員指摘のような事例は現在のところないと救急隊員から報告を受けている。

○横田委員

現在市内の独居老人約5,200人のうち、通報システムを利用しているのは200人程度である。福祉部の予算は1,100万円程度であるが、今後機器の選択や方式等も含めてどのように考えているか。

○(消防)総務課長

福祉部とある程度話し合いをしているが、直結方式にすることによりハード面や維持管理、消防本部で機器を設置した場合の対応する職員等の諸課題があるので、重要課題にして位置付け、関係部と十分検討しながら今後の方向性を見極めていきたい。

○横田委員

老人の孤独死は増えており、このようなシステムがあれば早期に駆けつけて助かる場合もあるかもしれない。機器の工事費が5万円、毎月7,000円以上かかり、1,100万円の予算で運用しているが、発信元がすぐ分かるナンバーディスプレイの活用など、少ない費用で実現が可能であれば、その差額で現在より広範囲に配布できるかもしれないので、福祉部と協議を進めて早急実現してほしい。

○横田委員

火災後の建物の処理について

昨年桜町で火災があり、全焼したが家屋の柱が残っていた。倒壊のおそれがあるということで近隣住民から何とかしてほしいとの話があったため、建築都市部で適切な処置をして倒れるのを妨げるようにしてもらった。今回は建物の主が自らの意志で行方不明になっており、火災で燃えた建物でも人の財産であることからなかなか処理ができなかったとのことであったが、今後形態は違っても似たような例が出てくることも考えられる。人の物なので勝手に壊したりできないというのも分かるが、住民の安全を守る意味で行政がしなければならないことはあると思う。今後また同じようなことがあった場合、対応について何か考えはあるか。

○(消防)総務課長

同じような事例が発生した場合については、建築都市部や市民部等、関係部局と十分協議しながら適切に対応していきたいと考えている。

○横田委員

ぜひお願いしたい。

○横田委員

情報教育等設備整備費について

今回の予算で情報関係の整備費が800万円計上されているが、内訳を示せ。

○(学教)施設課長

インターネット接続のための環境整備であり、まず今年度の事業としては電話回線をアナログからデジタルに変更し、各学校の電話機器一式も更新するものである。

○横田委員

コンピュータ本体の整備は入っていないのか。

○(学教)施設課長

入っていない。

○横田委員

現在中学校でインターネットに接続可能な学校は3校とのことであるが、その3校が今回の整備で接続できることになり、残り14校はまだ接続できないということか。

○(学教)施設課長

その通りである。残り14校は今後整備していくことになる。

○横田委員

インターネットを使った教育では、具体的にどのようなことを教えるのか。また、教える側の体制はどうなるのか。

○指導室長

現在小学校においては慣れ親しむということで放課後のクラブ活動等で使われている。

中学校においては技術・家庭科の授業で基本操作を教えたり情報を活用する形で使われている。インターネットについては新学習指導要領の中で活用が謳われているので、特に教師の研修が大切になってくると思う。

○横田委員

パソコンが導入され、環境が整っても教えられないようでは困るので、外部で少し研修する程度では不十分だと思う。技術・家庭科の授業で使うとのことであるが、週1回程度の授業ではもったいない。またインターネットを接続することにより接続料がかかることになるが、そのことにより時間が制約されることがあってはならないと思う。他都市の例を見ると自治体や3セク等で専用のサーバを立ち上げて、そこにつなぐ形式をとっているところもある。学校ごとにインターネットを接続する形にするとあとで大変かと思う。現在はインターネット回線の過渡期

であるので、光ファイバー等の新技術も視野に入れながら整備しなければ、後で整備し直さなければならなくなると思うがどうか。

○(学教)施設課長

今日、担当が先進市視察に行っており、結果を参考にしたいと考えているが、サーバ、ルーター、プロバイダ契約では相当費用に差が出てくると思うので、最小の経費で最大の効果があがるように検討したい。

○横田委員

子ども達が自由に使える環境にしてほしい。また、教師の研修も充実させてほしい。

○横田委員

国旗・国歌について

小学校の卒業式は終わったと思うが、国旗掲揚・国歌斉唱の実施率を示せ。

○指導室主幹

国旗掲揚は11校であり、国歌斉唱はない。

○横田委員

道の中学校の国旗掲揚率は96.0%で昨年比1.6ポイントアップ、国歌60.4%で昨年比23.5ポイントアップとのことである。実施率の議論ももちろん大切であるが、それ以上に現場で子供たちに音楽の時間や社会科の時間を通じて先生が適切に指導していくことが大事である。昨年法制化されたが、子供たちは知らないで歌えない。学習指導要領に基づいた指導をしてほしいがどうか。

○教育長

小学校の社会科の中で、「我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重させる態度を育てるとともに諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てよう配慮すること」となっている。また、音楽では「国歌は各学年を通じ、児童の発達段階に則して指導すること」となっているので、指導要領を大切にしながら各学校の指導に努めたい。特に後志管内は国歌の斉唱率が非常に低いが、国旗・国歌法の成立もあり、学習指導要領に基づきながら指導を深めていきたい。

○委員長

質疑終結。

休憩 午後3時37分

再開 午後4時40分

○委員長

これより一括討論に入る。

○新谷委員

請願第7号は30人学級の早期実現を求める意見書提出方であるが、学級崩壊、いじめ、不登校と子どもをめぐる情勢は深刻である。このような状態から教職員も少人数学級を望んでいるという調査結果も出ている。少人数学級は子どもや親の願いでもあるので願意妥当である。昨年11月15日現在、全国の自治体の40%以上が30人学級を求める意見書を可決している。また、少人数学級のために自治体独自に予算措置しているところも増えている。道や国に意見書を出すのは多くの市民の願いであり、採択を主張する。陳情第31号は我が党に対し言われなき中傷がある。北朝鮮の日本漁船銃撃事件、大韓航空爆破事件、拉致事件やテロリズム、テポドン発射などは許されないことである。しかしこれを理由に軍事的に対応することは事態の解決にはならない。平和的外交を通じて国交回復を目指し、拉致事件等も別途話し合うということでルートが開かれ、前進したと思う。人道的立場からも食糧援助は必要である。日本共産党は過去、党が分裂していた時代にソ連や中国の干渉・圧力でソ連を美化することもあったが、この問題は現在の綱領の下では解決済みである。日本共産党は国民の合意を得ながら議会制民

主義を通じ、資本主義の枠内で段階的に改革を目指し、国民が主人公の国を目指しているのでこの言われなき中傷は認めがたい。

○委員長

討論を終結し、順次採決する。

まず、陳情第３１号は採決の結果、賛成者がなく不採択と決定。

次に請願第７号、陳情第１号、第２号、第３０号は採決の結果、賛成多数により継続審査と決定。

次に議案第３７号、第７５号、第９１号、第９２号、第９６号は可決と、いずれも全会一致で決定。

○委員長

散会宣告。